

被用者年金制度の一元化等を図るための 厚生年金保険法等の一部を改正する法律案の概要

1. 法律案の趣旨

- 被用者年金制度の一元化については、平成 18 年 4 月の閣議決定及び 12 月の政府・与党合意に基づき、制度の安定性・公平性を確保し、公的年金全体に対する国民の信頼を高めるため、共済年金制度を厚生年金保険制度に合わせる方向を基本として行う。これにより、民間被用者、公務員及び私学教職員を通じて、同一保険料、同一給付を実現する。

2. 法律案の概要

(1) 主要事項

①被用者年金の大宗を占める厚生年金に、公務員及び私学教職員も加入することとし、2階部分の年金は厚生年金に統一。

②共済年金と厚生年金の制度的な差異については、基本的に厚生年金に揃えて解消。

- ・ 共済年金にある遺族年金の転給制度や地方公共団体の長の加算特例は廃止、等。
- ・ 60 歳台前半の公務員OB等に係る在職中の年金支給額の減額方法について、より厳しい減額方法(現行の厚生年金の取扱い)に統一。

③共済年金の 1・2階部分の保険料を引き上げ、厚生年金の保険料率(上限 18.3%)に統一。

- ・ 平成 22 年から引き上げ、公務員共済は平成 30 年、私学教職員は平成 39 年に統一。

④事務組織については、効率的な事務処理を行う観点から、共済組合や私学事業団を活用。また、制度全体の給付と負担の状況を国の会計にとりまとめて計上。

⑤共済年金にある公的年金としての 3 階部分(職域部分)は廃止。

- ・ 新 3 階年金については、平成 19 年中に検討を行い、その結果に基づいて別に法律で創設し、職域部分の廃止と同時に実施するという趣旨を規定(附則)。

⑥追加費用削減のため、恩給期間に係る給付について本人負担の差に着目して 27%引下げる。ただし、一定の配慮措置を講じる。(文官恩給、旧三共済も同様)

(2) その他

①被用者年金制度の一元化の対象とする「被保険者」の範囲の見直し。
(パート労働者に対する社会保険の適用対象範囲の拡大)

- ・ 「所定労働時間 20 時間以上」、「賃金月額 98,000 円以上」、「勤務期間 1 年以上」の 3 基準を全て満たすパート労働者(学生除く)に拡大。別に法律で定める日までの間、従業員 300 人以下の中小零細事業所の事業主に使用されるパート労働者は猶予。

② 企業年金に係る規定の整備等。

3. 施行時期

- ・ 原則、平成 22 年 4 月 1 日(一部は平成 23 年 4 月 1 日等)。
- ・ パート労働者に対する適用拡大については、平成 23 年 9 月 1 日。
- ・ 追加費用及び文官恩給の減額については、平成 20 年 4 月 1 日。

※ 本法案は平成 19 年 4 月 13 日、第 166 回通常国会に提出され、継続審議の取扱いとされている。